

## 第42回研究会

平成20年3月18日（火）午後2時  
市役所 2階 第2会議室

### 主な内容

#### ◆市民協働研究会提言書について

市民協働研究会は、今回が最終回です。今回は、3月27日の提言書の提出に向けて、最後の詰めを行います。

【小林会長】27日に市長に提言を行うが、そのときはもう議論はできない。今日が最後である。提言書の最後の詰めを、よろしくお願いしたい。

藤田委員から第2部に関して意見が出された。「市民協働と市民活動」の項目で、「運営ルールをもって活動することが、市民協働以外の市民活動と異なる」という表現は、市民活動をしている団体から、「自分たちはルールなしで活動しているのか、自分たちもルールをもっているのに・・・」という反発を招く恐れがあるとの意見である。

【藤田委員】「市民協働以外の市民活動」という表現を入れることに違和感がある。他の市民団体もルールなしにやっているのではない。規約も持っているし、法令も順守している。ここにいる20人は、協働を理解しているので、そのようには読めないというが、一般市民が読んで、市民活動はルールがないものだと思われぬか。私だけが、そう感じるのならよいが。

【小宮委員】協働をわかってもらおうと思って、何人もの人に協働について説明をした。言いたいことはわかるが、30分も40分も説明を聞かないとわからないものが協働かといわれた。今日は何日？といったときに日めくりのように、一目で協働がわかるものがないかと考えた。ここの表現で、市民協働と他の市民活動との違いがわかればよいのだと思う。藤田委員は、他の活動にもルールがあるのだということがわかればよいのか。説明を聞いた人が、協働は共に生きるためのものだということはわかった。いろいろな人がいる中で、人をどう生かすか、共に生きるためにどうすればよいのかが、パッとわかるようなものを、目線に入るところに入れたい。協働は、機関車のように、誰かに引っ張られる活動ではなく、電車のようにみんなが必要な活動である。協働は、今までの活動とはちょっと違うということがわかればよい。いろいろな会には機関車が居るが、協働はみんなで活動する。そのために運営ルールが必要である。ある活動で、そこに参加している人だけが協働ではない。普通の市民活動とは違う。

【大倉委員】この表現で誤解されることはない。一般の市民活動の場合は、多様な価値観を持った人が居て、これを会の目的にそって統制していくにはどうしても細か

な運営ルールが必要になってくる。一方で市民協働の場合のそれは6つだけのし  
かも緩やかな運営ルールで運営していこうというのである。2つの活動は異なる  
側面があるのです。

【岩根委員】「市民協働以外の市民活動とは異なります」だけをみると、そう感じるかも  
しれないが、全体を通してみれば違和感はない。違和感があるのなら、この言葉  
を他の言葉に置き換えてみればよいのでないか。

【尾関委員】市民協働は、他の市民活動と違いがあると言っておいて、もう一度、「運営  
ルールをもつ市民活動のことを、市民協働と呼びます」と言いなおしている。

【藤田委員】特別な活動が、市民協働だとは思っていないが、われわれのような草の根  
の市民活動が、ルールもなしでやっていると思われるのがいやなのである。

【小林会長】「市民協働以外の市民活動とは異なります」を、藤田委員が思っているよう  
に取られないような言葉に置き換えてみる。

【藤田委員】「市民協働以外の市民活動とは異なります」と言わずに、運営ルールを守っ  
てやるのが市民協働だということだけがわかればよいのではないか。

【大倉委員】要するに、市民協働は、一般の市民活動とは異なるのである。運営ルール  
をもってまとめていこうということで、きちんと分けておかなければならない。  
「異なります」は、強調するために必要である。

【栗本委員】この提言の内容を、市民に広げていくことが必要であり、セミナーや講座  
などを開催して、きちんとわかってもらうようにすることが重要である。

【藤田委員】私が受け止めなくても、他の人がそう取ることがある。きちんと理解して  
もらえるようにしたい。ここで市民活動とは異なるというように差別的に言って  
は、市民活動のレベルアップにならないのではないか。

【小林会長】「異なります」は省略して、「中でも、上記のような運営ルールをもつ  
市民活動のことを、市民協働と呼びます」ではどうか。

【尾関委員】この項目は、市民協働と市民活動の共通性と差異性について触れていると  
ころである。ボランティア団体の意見交換会で、両者はどう違うのかと言われた。  
その回答として、市民の疑問点に答えるところである。今の会長の案では、この  
趣旨には合わない。市民協働以外の市民活動で、会則を持っているところはたく  
さんある。自分たちの活動のレベルアップのことをとやかく言うのは、要らない  
お世話である。第1部、第2部ともレベルアップしなさいという流れにはなっ  
ていない。「市民協働のまちづくりをはじめてみませんか」というように謙虚に呼び  
かけている。

【小宮委員】「上記のような運営ルール」とだけ言っているので、市民活動団体のルール  
と混同する感じがする。くどくなるが「上記のような市民協働の運営ルール」と  
すれば、明確になるのではないか。

【大倉委員】「他の市民活動と異なる」の「異なる」が必要となるのは、団体の定款など  
はこと細かに書いてある。市民協働の運営ルールは、こと細かには言っていない。  
最低この6つのルールでやっていこうと言っている。市民活動がルールを作って

いないわけではない。市民協働の運営ルールは、こんなに簡単だということを強調するために、「異なる」は必要である。

【小林会長】いくつか案が出た。1つは、原案のまま。2つ目は、「異なる」ではなく「ルールをもつことが特徴」とする特徴案。3つ目は、「異なります」の箇所は省略してしまう案。4つ目は、「市民協働の運営ルールをもつ」というように市民協働のルールであることをもう一度表示する案。どれで一致できるか。

【大倉委員】「異なる」ということで、一般の市民活動とは区別しているのである。

【尾関委員】不当差別ではなく、言葉をきちんと定義するために区別が必要である。区別して初めて、言葉の遊びではなく、定義できることになる。区別は、区別であって否定することにはならない。

【藤田委員】私は、ものを考える根本として、みんなが平等だとしている。差別がきらいだから、「異なる」というような差別とも聞こえる言葉を使いたくない。

【粕山委員】「異なります」という表現は、入れておいて、区別を明確にしておいたほうがよい。今はまだ、協働にもいろいろな解釈がある。ここの表現をみて、委員の中でもいろいろな見方が出てくるので、きちんと区別をしておいて、私たちが、市民・協働ステーションで説明をしなければならない。

【大倉委員】市民協働の運営ルールをもう一度見直してみるとわかるが、「合意するまで話し合います」、私たちNPOのルールにはこのようなことはない。「人格的に依存せず、従属せず・・・」とあるが、従属します。会長に従わなければならないこともある。やはり、異なるのです。市民協働の運営ルールは、ラフに作ってある。やはり、一般とは異なるのだ。

【小林会長】「その中でも、上記のような市民協働の運営ルールをもち、そのルールを確認しあいながら活動する点が、他の市民活動とは区別される市民協働の特徴です」ではどうか。

【大倉委員】「区別される」は別物という感じがする。「異なる」のほうがよい。

【小林会長】「・・・他の市民活動とは異なる市民協働の特徴です」ではどうか。

【尾関委員】市民協働と他の市民活動が違うということは、市民・協働ステーションでも話題になる。違いを明確にしておく必要がある。市民協働は、機関車ではない。機関車は、何両もの貨車を引っ張り、また、一人でも前進、後進ができる。引っ張られている貨車は、一人では動くことができない。

【小林会長】「・・・他の市民活動とは異なる市民協働の特徴です」でよいか。

【各委員】了承した。

【小林会長】市が公刊するガイドブックには、イラストなどを入れて親しみやすくしてくださいと市長にお願いをすることになっている。小宮委員が説明してくれた電車をイラストとして入れると、よくわかるかもしれない。江南らしく名鉄電車とするか。

協働を簡単に説明するには、定義にこう書いてあるという。そして、いろいろな価値観の人が、自由に寄り集まって、とことん議論してまちづくりをしていく。

【尾関委員】市民協働をわかりやすく説明するとして、自分の言葉で説明する場合も、定義からはずれたことを言うのはまずい。

【小宮委員】市民協働を説明するときに、定義を読んで説明することは難しい。人を生かし、共に生きることであると説明したい。

【小林会長】「だれでも」参加でき、「自由」で、「対等」な関係のもとで、「合意する」まで話し合っただけでやっていくのが協働であると説明する。この協働の形態で何をやるかは、その次の話である。

## 《休憩》

【小林会長】もう一つ、藤田委員からの意見で、第3部にある市民政策提案手続の年齢要件、「成年に達した市民」について、第1部で「市民協働には子どもから大人までだれでも参加できる」と謳っているのに、ここで参画できるのは「成年に達した市民」となっているのはおかしいのでは、という意見である。

前回、この議論をしたときに、条例の分科会で、いろいろな年齢の市民が提案できるようにすべきという意見もあった中で、行政側としてはしっかりとした提案を受けたいとの意向もある。提言の内容が受け入れられる可能性の高いところで提言していきたいということもあって、20歳以上としたが、国で成年の年齢が議論されている中では、柔軟に対応できるように「成年に達した市民」としたという経緯があった。

【藤田委員】高校生、大学生も地域の活動や、県の助成金を受けての活動もしている。「子どもから大人までだれでも」といっているのに、「成年に達した市民は、市民10人以上の連署をもって・・・」ではなく、「市民は、10人以上の・・・」でよいのではないか。

【大竹委員】条例の分科会では、政策の提案であるので、年齢要件にこだわった。プランニングの能力が問われる。このようなことを考慮して、「成年」という要件をつけた。

【藤田委員】成年でなければ政策提案する能力がないわけではない。短大の学生もできる。県では大学生の政策提案もかなりある。

【大竹委員】法的な責任能力という点もある。

【小林会長】この提言は、この内容の条例をつくってほしいというもの。条例案として提出し、これをそのまま条例にしてくださいというものではない。最終は、市長の責任で提案されることも考えられる。研究会の立場として提案するということでは、「市民は、10人以上の・・・」でもよいかもしれない。

【大竹委員】分科会では、できるだけ手を加えず、このまま条例案になるようにを目指して議論をした。一委員としても、責任ある提言をしたい。

【尾関委員】分科会でも、ちょっと手を加えるだけで実現の可能性がある内容で書こうということになった。一応提案しますので、後はご検討くださいというものでは

ない。「成年に達した」でよいと思う。単なる「市民は」にすると、いい加減なものと思われる。いろいろ議論したが、法律の議論がされている中では「成年に達した」でよい。第1部、第2部で「子どもから大人まで」と言っているが、すべてが同じことをやるという意味ではない。政策提案ができるのは、「成年に達した市民」となっているとしても、まったく矛盾しない。

【小林会長】政策提案は「成年に達した市民」となっているが、別の項目で、市民活動団体は、まちづくりに関する事業の提案をすることができるとしているので、活動をしている高校生や大学生も提案することができる。あえて政策提案で枠を広げなくてもよいのではないか。

【藤田委員】合唱など文化、芸術の活動にも学生がたくさん参加している。

【小林会長】成年に達しないものが、提案する能力がないとは言っていない。第3部は、できるだけ手直しなしで、実現できるものにしたいという分科会の思いである。中学生まで広げて、それがネックとなって実現できないとなっはいけないので成年にしたということである。

【大倉委員】まちづくりの提案は学生でもよいが、条例の文案としては法的責任がある。

【藤田委員】年齢まで限定してしまうことが、市民協働の理念からはずれるのではないか。

【大竹委員】能力がない人が提案するとは思えないが、政策ということで、市民全体を動かしていく大きな話であるので成年とした。

【藤田委員】これまでは、学生もまちづくりに参加するという空気がなかったから、上がってこなかったが、今は、いろいろやってきているので拡大解釈してもよいのではないか。

【小林会長】理念的には、市民の参加を拒むこととして、成年としているわけではない。法律論としてどう書くかということで限定している。では、何歳が良いかということになると、17歳でも18歳でももめる素となる。原案のままでもよいか。

【各委員】了承した。

【小林会長】提言書について、ほかに無いか。

【尾関委員】「・」と「、」の整理をしたい。

また、第2部「(1) 情報提供の推進」の中の「市民説明会」は、第3部で合意したので「市民懇談会」とする。

【藤田委員】まちづくりの目標(例)の④について、「地球温暖化防止、自然環境保全の活動」とあるが、「啓発」が大切なので、「啓発と活動」とすべきではないか。

【望月委員】「活動」は全部を含めており、「啓発活動」も含まれていると思うので、このままでよいのではないか。

【岩根委員】「皆さん」は漢字か、ひらがなか。

※ ひらがなで統一する。

【事務局】「わたし」は漢字か、ひらがなか。

※「わたくし」を「わたし」として、ひらがなで統一する。

【尾関委員】第4部の「市民、地域活動団体、・・・市役所」の枠についてだが、商工団体や農協、生協なども入るのではないか。

【大竹委員】個別に団体名を入れると、限がない。

【事務局】ここの区分は、戦略計画の区分にあわせている。社会福祉協議会は、社協との連携が大切だという議論もあったので、あえて記載した。

※最後に「その他各種団体」と入れる。

【尾関委員】市民・協働センターの役割で「相談」の場としての役割は重要である。

※「市民協働・市民活動の相談、場所の提供」とする。

【岩根委員】「江南短大」は「愛知江南短大」と正確に記載したほうがよい。

※「愛知江南短大」と記載する。

【小林会長】当日は、提言書にカガミ文をつけるが、表現などはどうか。

※「お願いいたします」は「「お願いします」に統一する。

【事務局】提言の当日の流れは、①提言書を市長に手渡し（会長）、②市長のあいさつ、③各自の感想、という流れを考えていますので、よろしくお願いします。

【小林会長】研究会での議論は、これで終わりです。今後は、江南市がこれをどう生かすか、期待しています。



市民協働研究会は、これで終了いたしました。今後は、提言書を受けて、市民協働や市民活動を促進させるための施策を具体化させていくことが課題となります。